

明石市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

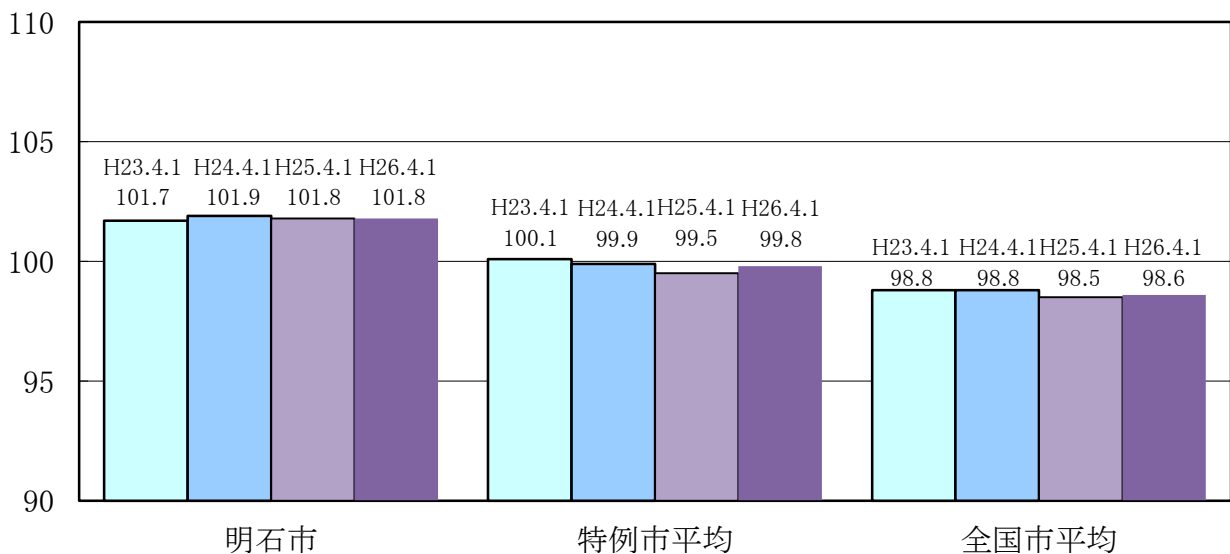
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	297,057	109,507,753	1,463,974	18,106,025	16.5	19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(特例市) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1,752	千円 8,051,504	千円 2,178,928	千円 2,979,622	千円 13,210,054	千円 7,540	千円 6,245
短時間 除く場合	人 1,752	千円 7,190,214	千円 2,024,727	千円 2,732,911	千円 11,947,852	千円 6,820	

- (注) 1 職員数は4月1日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。
 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。
 下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。
 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。
 下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。
 4 退職手当及び共済費を含まない。
 5 特別職は含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【100を超えている理由】

- ① 国家公務員に比べ、初任給が高いため。(新規採用者に適用する給料表の号給が、大卒、短卒、高卒ともに4号給分高く適用しているため。)
- ② 国家公務員に比べ、主任から部長級職員に適用されている給料表の最高号給の給料月額が高いため。(給料表の継ぎ足し)

【改善の見込み】

平成25年4月から、県職員の水準に合わせた初任給の引き下げ及び昇格基準の見直しを実施したほか、平成27年1月の定期昇給について、半減措置を実施するなど、ラスパイレ指数の引き下げに向けた取り組みを行っています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

その理由

給与制度の総合的見直しにおいては、国基準における本市の地域手当の支給率が、3%から6%に引き上げられることとなります。
現在、本市では、これまで、国基準の支給率である3%及び明石市内東部地域に所在する国の官署に勤務する国家公務員の支給率である10%を前提として、地域手当を10%から平成28年度には7.5%とする段階的な引き下げを行っているところです。
については、地域手当の段階的な引き下げの実施期間中であること、さらなる地域手当の見直しの検討及び労使協議に一定の時間を要することなどから、平成27年度からの給与制度の総合的見直しの実施は見送ることとし、平成28年度の実施を目的に、引き続き検討等を行うこととしています。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における支給率及び本市の支給率について)

従来、本市においては、国基準における支給率は3%であるものの、明石市内東部地域に所在する国の官署に勤務する国家公務員の支給率に準じ、10%としてきましたが、平成24年4月より、給与適正化の一環として、条例本則上は3%とし、経過措置として、国基準を上回る市内の官署に勤務する国家公務員の支給率がある間に限り、7.5%とする見直しを行い、5年間をかけて、平成28年度までの間、毎年度0.5%ずつ引き下げを行っているところです。
しかしながら、給与制度の総合的見直しを実施した場合、国基準における地域手当の支給率が6%となることから、本市職員に支給する地域手当の支給率についても、6%へさらに引き下げることが必要であると考えています。

③その他の見直し内容

給与制度の総合的見直しを行うまでの間、給与水準(ラスパイレ指数)及び人件費抑制効果面での国との均衡を図るため、全職員について、原則、平成28年1月の定期昇給を停止することとしています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	42.8 歳	339,007 円	444,872 円	401,838 円
兵庫県	44.3 歳	338,000 円	436,666 円	393,936 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円
特例市	42.3 歳	326,667 円	415,305 円	374,667 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	47.8 歳	264 人	349,519 円	432,207 円	400,523 円
うち清掃職員	47.2 歳	67 人	350,583 円	448,213 円	404,087 円
うち用務員	47.8 歳	72 人	342,428 円	404,828 円	388,527 円
うち学校給食員	47.3 歳	23 人	343,919 円	396,943 円	389,393 円
うち自動車運転手	48.2 歳	39 人	356,258 円	453,505 円	414,712 円
うち守衛	49.7 歳	8 人	362,788 円	521,130 円	422,066 円
兵庫県	52.7 歳	580 人	330,000 円	400,516 円	368,554 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	-	326,611 円
特例市	47.8 歳	170 人	325,647 円	387,357 円	363,034 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					明石市 (C)	民間 (D)	C/D
	-	-	-	-			
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.56	6,976,181 円	3,939,100 円	1.77
うち用務員	用務員	54.3 歳	199,300 円	2.03	6,433,410 円	2,747,000 円	2.34
うち学校給食員	調理士	43.0 歳	247,000 円	1.61	6,187,896 円	3,296,700 円	1.88
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	55.8 歳	237,500 円	1.91	7,071,946 円	3,129,300 円	2.26
うち守衛	守衛	57.0 歳	233,400 円	2.23	7,942,239 円	3,221,100 円	2.47

- (注) 1 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	37.9 歳	309,315 円	430,534 円	367,447 円
特例市	39.5 歳	314,448 円	407,205 円	362,864 円

④医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	63.1 歳	604,800 円	1,114,084 円	872,084 円
国	50.4 歳	489,213 円	-	815,422 円
特例市	42.4 歳	466,240 円	1,092,631 円	669,021 円

⑤薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	44.4 歳	342,329 円	435,718 円	385,234 円

⑥看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	58.8 歳	383,913 円	465,907 円	416,545 円
国	46.3 歳	315,397 円	-	345,048 円
特例市	38.1 歳	297,045 円	377,252 円	325,071 円

⑦高等(特殊、各種、専修)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	44.4 歳	363,833 円	446,464 円	421,507 円
兵庫県	45.4 歳	380,900 円	449,484 円	-
特例市	44.5 歳	383,753 円	447,966 円	-

⑧小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	44.3 歳	359,966 円	424,851 円	413,911 円
兵庫県	42.3 歳	356,500 円	415,773 円	-
特例市	41.3 歳	322,144 円	374,829 円	-

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		明石市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	176,642 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	143,131 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	139,809 円	-
消防職	大学卒	184,200 円	-	-
	高校卒	154,400 円	-	-
医師・歯科医師職	大学卒	259,000 円	-	-
薬剤師・医療技術職	大学卒	183,000 円	-	-
看護保健職	短大卒	195,900 円	-	-
高校教育職	大学卒	195,106 円	197,257 円	-
	短大卒	173,124 円	-	-
幼稚園教育職	大学卒	187,200 円	197,257 円	-
	短大卒	164,400 円	-	-

(注) 平成25年4月より兵庫県職員の初任給に準じて引き下げている。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

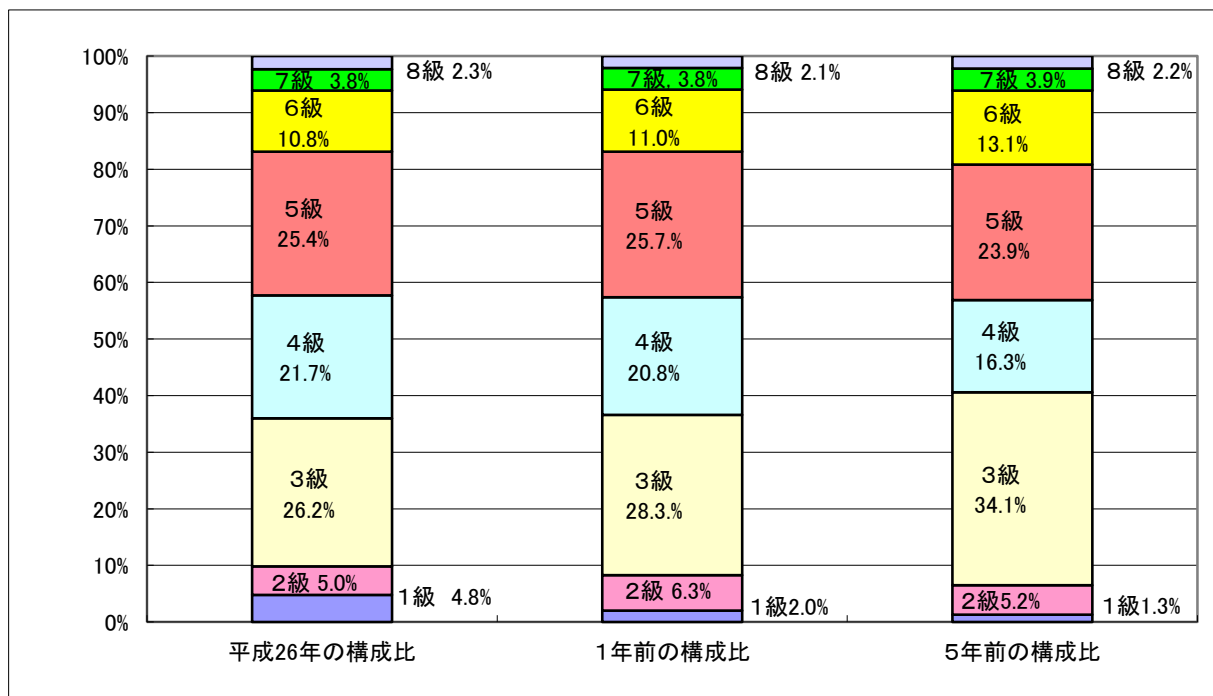
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,242 円	370,413 円	394,383 円	417,585 円
	高校卒	241,200 円	315,909 円	358,758 円	377,440 円
技能労務職	高校卒	- 円	304,500 円	346,650 円	367,533 円
消防職	大学卒	272,260 円	368,700 円	- 円	- 円
	高校卒	226,360 円	336,083 円	369,300 円	394,300 円
医師・歯科医師職	大学6卒	- 円	- 円	- 円	- 円
医療技術職	短大卒	273,200 円	- 円	- 円	- 円
看護保健職	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大学卒	288,498 円	387,554 円	- 円	445,258 円
幼稚園教育職	大学卒	278,400 円	387,700 円	415,720 円	449,725 円
	短大卒	- 円	- 円	388,950 円	408,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務職員、技術職員	47人	4.8%	135,600円	243,700円
2級	事務職員、技術職員	49人	5.0%	160,900円	307,800円
3級	事務職員、技術職員	259人	26.2%	208,500円	354,700円
4級	主任	215人	21.7%	261,900円	399,600円
5級	係長	251人	25.4%	289,200円	416,800円
6級	課長	107人	10.8%	320,600円	435,800円
7級	次長、参事	38人	3.8%	366,200円	469,200円
8級	理事、部長、参与	23人	2.3%	413,000円	491,700円

- (注) 1 明石市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年1月の定期昇給から、部長級職員について、反映を行う予定としている。平成29年1月以降は、年次的、段階的に拡大し、全ての管理職に導入する予定としている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

明 石 市		国	
1人当たり平均支給額(25年度)		-	
1,560 千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分	(1.45) 月分	(0.7) 月分
(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%	

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成25年12月分の勤勉手当から、部長級職員について、反映を行っている。平成27年度以降は、年次的・段階的に拡大し、すべての管理職に導入する予定としている。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

明 石 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職 定年前1年につき3%を超えない範囲内で加算			定年前早期退職 定年前1年につき3%を超えない範囲内で加算		
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			勤続中の役職に応じた調整額を別途支給		
1人当たり平均支給額 21,740 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		767,499 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		438,070 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全市域	8.5 %	1,752 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数		107.2	
(ラスパイレス指数)		101.8	

※国官署指定は10%

(注) 1 平成24年度から、地域手当を国の地域指定による支給率に準じ3%とする。ただし、明石市域内において、現行の支給率10%である国の官署指定が継続されている間に限り、7.5%とする。
 なお、経過措置として、5年間をかけて、平成28年度までの間、毎年度0.5%ずつ段階的に引き下げる。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域手当支給率	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%

2 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
 (補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)				36,796	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				85,771	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)				24.5	%
手当の種類(手当数)				34	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
行政職					
災害応急作業手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	0 千円	1日につき730円	
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	0 千円	1日につき840円(100/100の加算有)	
建築主事手当	建築基準法に基づく建築主事として任命された職員		84 千円	月額3,500円	
下水道施設点検業務手当		下水道の暗渠施設及び管渠施設の点検業務に従事したとき	0 千円	1日につき220円※	
卸売市場早出勤手当	卸売市場に勤務する職員	せり立会のため、早出勤したとき	0 千円	1日につき500円※	
社会福祉施設勤務手当	福祉事務所に勤務する社会福祉法第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う職員及び同項第2号に規定する現業を行う職員	訪問指導、相談等の業務に1時間以上従事したとき	1,666 千円	1日につき200円※	
	知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき設置される知的障害者援護施設に勤務する職員	利用者の支援の業務に従事するもの	68 千円	月額2,000円※	
	児童福祉法第35条第1項の規定に基づき設置される肢体不自由児通園施設に勤務する職員	園児等の指導又は療育の業務に従事するもの	0 千円	月額1,000円※	
機械保守点検等業務手当	明石クリーンセンターに勤務する技術職の職員	焼却炉設備及び集じん設備内において、整備、点検及び清掃業務に従事したとき	14 千円	1日につき500円※	
	魚住清掃工場に勤務する技術職の職員	機械の保守点検等の業務に従事したとき	0 千円	1日につき260円※	

	浄化センターに勤務する技術職の職員	機械の保守点検等の業務に従事したとき	0 千円	1日につき220円※
用地取得等交渉事務手当	用地の取得、家屋の移転その他の区画整理事業、市街地再開発事業等の事業で市長が指定するものに係る交渉事務に従事する職員	1時間以上当該交渉事務に従事したとき	52 千円	1日につき200円※
感染症等防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する消毒作業に従事したとき	0 千円	1日につき290円※
		家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病(市長が別に定めるものに限る。)の病原体に汚染されている家畜又は汚染されている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	1日につき290円※
理化学検査手当	環境政策課又は下水道施設課に勤務する職員	理化学検査に従事したとき	0 千円	1日につき200円※
行旅死亡人等取扱業務手当		行旅死亡人取扱業務に従事したとき	2 千円	1件につき1,200円※
		行旅病人取扱業務に従事したとき	0 千円	1件につき500円※
主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの		174 千円	月額2,900円
ボイラー作業主任者手当	労働安全衛生法に基づくボイラー作業主任者として選任されたもの		0 千円	月額2,900円
消防業務手当		火災出動	1,071 千円	1回につき2時間未満出動 350円 2～3時間未満出動 450円 3時間超出動 580円
		救急出動	13,877 千円	1回につき2時間未満出動 200円 2時間超出動 270円 (救急救命士の資格を有するものにあつては、1回につき、270円を加算する)
		救助出動	896 千円	1回につき2時間未満出動 350円 2～3時間未満出動 450円 3時間超出動 580円
		機関員として指定され従事する業務	534 千円	1勤務につき150円
		はしご付消防ポンプ自動車のはしごに登はんする業務のうち、規則で定めるもの	0 千円	1回につき320円
		潜水器具を着用して従事する潜水業務	2 千円	1回につき310円

		建物延焼火災、地震、風水害等の大規模災害又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の発散若しくはこれらに相当する特殊災害の発生時において、規則で定める職員が行う緊急指令業務	0 千円	1回につき350円
		上記に掲げる業務が爆発を伴う大規模な火災が発生している区域若しくは爆発等の危険性が著しく高い区域又は特殊危険物質等が発散している区域若しくは放射性物質等の漏洩により人体に著しく危険な区域において行われた場合	0 千円	1日につき2,600円を加算
医療職				
医療業務手当	医師の資格を有する職員	医療業務に従事した場合等	2,880 千円	勤務1月につき、職員の給料月額額の100/100に相当する額の範囲内
技能労務職				
災害応急作業手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0 千円	1日につき730円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	0 千円	1日につき840円 消防組織法に基づく消防活動等 1,680円
環境衛生業務手当		環境衛生業務に従事したとき	0 千円	1日につき200円※
道路整備作業手当		道路整備等の作業に従事したとき	63 千円	1日につき300円※
公園等整備作業手当		公園等の整備作業に従事したとき	497 千円	1日につき200円※
下水道施設清掃業務手当		下水道の暗渠施設及び管渠施設の清掃作業に従事したとき	0 千円	1日につき220円※
葬祭事業業務手当		遺体輸送等の業務に従事したとき	40 千円	1日につき300円※
		火葬作業に従事したとき	394 千円	1日につき500円※
社会福祉施設勤務手当		園児等の指導又は療育の業務に従事したとき	0 千円	月額1,000円※
し尿収集運搬作業手当		し尿の収集、運搬作業に従事したとき	0 千円	1日につき給料月額額の1000分の3.5に相当する額※
じん芥処理作業手当		じん芥の運搬及び廃棄物処理施設等の清掃作業に従事したとき	322 千円	1日につき400円※
じん芥埋立処分作業手当		じん芥埋立処分作業に従事したとき	10 千円	1日につき500円※
じん芥等収集運搬作業手当		基本収集回数を超えて、じん芥の収集、運搬作業に従事したとき又は荒天時に市長が特に不快若しくは困難と認めるじん芥の収集、運搬作業に従事したとき	109 千円	1回につき給料月額額の1000分の3.5以内で別に定める額※
ごみクレーン清掃作業手当		クレーン及びフロアの清掃作業に従事したとき	0 千円	1日につき400円※
焼却炉内等点検業務手当		焼却炉設備及び集じん設備内において、整備、点検及び清掃作業に従事したとき	0 千円	1日につき500円※
浄化センター勤務手当		下水処理施設の清掃等の作業に従事したとき	0 千円	1日につき400円※

作業兼務手当		自動車運転手が運転業務と併せて市長が定める作業に従事したとき	1,710 千円	1日につき200円 特殊作業自動車の運転に従事する場合は、1日につき180円を加えた額※
感染症等防疫作業手当		感染症等の防疫作業に従事したとき	0 千円	1日につき290円※
病院事業勤務手当		ボイラー技師又は電気工事士の免許を有する職員で、危険作業に従事したとき	0 千円	1日につき200円※
教育職				
指導主事業務手当	副主幹、係長又はこれらに準ずる職にある指導主事	職員が本務以外に教育事務に従事したとき	1,224 千円	月額17,000円
	その他の指導主事(次長、課長又はこれらに準ずる職にある者を除く。)		2,426 千円	月額11,000円
幼児教育相談・障害児教育指導業務手当		職員が幼稚園に設置した学校教育法第75条に準じた学級を直接担当し、主としてその学級の指導業務に従事したとき	1,319 千円	月額 給料月額の100分の5に相当する額※
教員特殊業務手当	教育委員会の命令により、又は学校の管理下において行う非常時災害時等の緊急業務	ア 非常災害時における園児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(下記のイの業務に該当するものを除く。)	0 千円	1日につき6,400円の範囲内において教育委員会が規則で定める額
		イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務	0 千円	当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額
		ウ 園児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0 千円	1日につき6,000円
		エ 園児又は生徒に対する緊急の補導業務	0 千円	1日につき6,000円
		修学旅行、臨海学校、林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	347 千円	1日につき3,400円
		教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	1,187 千円	1日につき3,400円
		高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が指定する日に実施する入学試験に伴う業務	82 千円	1日につき900円
		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	5,746 千円	1日につき2,400円

(注)1 平成25年4月から抜本的な見直しを行うまでの間、見直しが必要と考えられる手当について、支給を5割停止しました。

(注)2 平成26年6月から抜本的な見直しを行い、市全体で45種類あった手当を19種類としたほか、手当額の引き下げを行いました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	465,898 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	231 (306) 千円
支給実績(24年度決算)	486,216 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	248 (315) 千円

(注)1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

2 括弧書きは、上記職員数から、短時間勤務職員を除いた職員数により算出した平均支給額である。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		244,721 千円	251,770 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 1,600円 平成27年4月から制度廃止	異なる	国の制度: 自宅居住者 支給なし	114,275 千円	88,243 円

通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 31,600円を支給	同じ		209,954 千円	135,629 円
管理職手当	部長級 理事 120,100円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		207,338 千円	909,378 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市長(給与30%カット)	758,800円 (カット前 1,084,000円)	(参考)特例市における最高/最低額 1,130,000 円 / 463,500 円	
	副市長(給与16%カット)	751,800円 (カット前 895,000円)	950,000 円 / 637,000 円	
報酬	議長	732,000円	770,000 円 / 527,400 円	
	副議長	667,000円	720,000 円 / 466,000 円	
	議員	602,000円	670,000 円 / 438,800 円	
期末手当	市長(給与30%カット)	(25年度支給割合) 年間3.9月分	3,551,184円 (カット前 5,073,120円)	
	副市長(給与16%カット)	(25年度支給割合) 年間3.9月分	3,518,424円 (カット前 4,188,600円)	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×41.0/100	(1期の手当額) 14,933,184円 (カット前 21,333,120円)	(支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×25.0/100	9,021,600円 (カット前 10,740,000円)	任期ごと
	備 考			

(注) 1 平成24年4月より、市長などの給料月額を約4.6%、議員の報酬月額を約4.3%引き下げた。

2 期末手当=(給料月額+給料月額×役職加算20%)×年間3.9月分

3 退職手当の「1期の手当額」は、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

行政改革基本計画に基づき、ピーク時には、2,902人であった総職員数を、平成23年度には総職員数2,300人体制の実現を図りました。

以降も、退職者不補充を基本として、事務事業の抜本的な見直しを行うとともに、より一層の民間委託の推進や指定管理者制度の導入、再任用・任期付職員の活用等により、総職員数の削減を行った結果、平成26年4月には、総職員数1,977人となっており、昨年と比較して、20人の減となっています。

(各年4月1日現在)

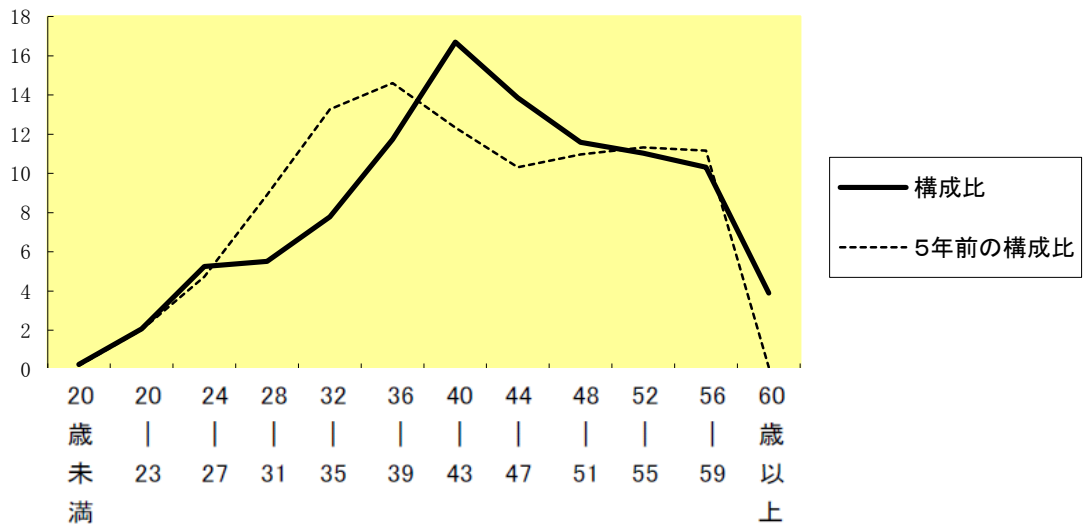
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	13	13	0	
	総 務	345	345	0	
	税 務	81	82	1	徴収体制強化
	労 働	1	1	0	
	農水産	21	22	1	水産事業の強化
	商 工	24	25	1	天文科学館体制強化
	土 木	183	177	△ 6	事務の統合縮小
	民 生	293	308	15	業務増(臨時福祉給付金・障害者施策等)
	衛 生	185	174	△ 11	事務の統合縮小
	計	1,146	1,147	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 38.6 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 43.43 人)
	教育部門	366	360	△ 6	事務の統合縮小
	消防部門	241	237	△ 4	
	小 計	1,753	1,744	△ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.7 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 61.46 人)
公営企業等	水 道	72	63	△ 9	事務の統合縮小
	下水道	84	86	2	事務の統合縮小
	その他	88	84	△ 4	事務の統合縮小
	小 計	244	233	△ 11	
合 計		1,997	1,977	△ 20	
実働総職員数		[1,943]	[1,908]	[△35]	<参考>
条例定数		[1,950]	[1,950]	[0]	人口1万人当たり職員数 66.6 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を含まない。

2 []内の数は、条例の規定により休職者、派遣職員などを含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳〜23歳	24歳〜27歳	28歳〜31歳	32歳〜35歳	36歳〜39歳	40歳〜43歳	44歳〜47歳	48歳〜51歳	52歳〜55歳	56歳〜59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H26	5	41	104	109	154	232	330	274	229	218	204	77	1,977
H21	5	50	117	220	328	361	305	255	271	280	276	3	2,471

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,165	1,141	1,140	1,163	1,146	1,147	△ 18 (△ 1.5%)
教育	365	357	359	373	366	360	△ 5 (△ 1.4%)
消防	239	233	234	241	241	237	△ 2 (△ 0.8%)
普通会計	1,769	1,731	1,733	1,777	1,753	1,744	△ 25 (△ 1.4%)
公営企業等会計	703	679	653	242	244	233	△ 470 (△ 66.9%)
総合計	2,472	2,410	2,386	2,019	1,997	1,977	△ 495 (△ 20.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 5,967,289	千円 174,204	千円 839,021	% 14.0	% 13.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費45,945千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 71	千円 365,990	千円 77,330	千円 133,907	千円 577,227	千円 8,130
短時間 除く場合	人 71	千円 317,935	千円 70,590	千円 122,728	千円 511,253	千円 7,201

(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員数は3月31日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。
- 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。
下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。
- 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。
下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。
- 4 職員手当には、退職手当及び共済費を含まない。
- 5 特別職は含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
明 石 市	50.4 歳	339,981 円	453,791 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

明石市		明石市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,366 千円		1,560 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(平成26年度支給割合)		(平成26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.50 月分	2.60 月分	1.50 月分
(1.45) 月分	(0.7) 月分	(1.45) 月分	(0.7) 月分
(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

明石市		明石市（一般行政職）	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	同左	
勤続20年	21.62 月分 27.025 月分		
勤続25年	30.82 月分 36.57 月分		
勤続35年	43.70 月分 52.44 月分		
最高限度額	52.44 月分 52.44 月分		
その他の加算措置			
定年前早期退職	定年前1年につき3%を超えない範囲内で加算		
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			
1人当たり平均支給額	24,703 千円	1人当たり平均支給額	21,740 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		35,206 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		355,615 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全市域	8.5 %	99 人	3 % ※国官署指定は10%

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)	1,020 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	34,001 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)	30.3 %			
手当の種類(手当数)	9			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
停水事務手当	営業課で停水事務に従事する職員	停水事務に従事	0 千円	月額1,500円※
道路上作業手当	技能労務職	技能職員が、道路上において交通を遮断することなく行う給・配水管布設工事等にかかる作業に従事	395 千円	1日当たり300円※
緊急出勤手当	水道部職員	給・配水管その他施設の緊急補修にかかる勤務時間外の緊急出勤	20 千円	1回当たり600円※
電気主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの	水道事業の電気設備の維持管理上必要で、選任された業務に従事	216 千円	月額3,000円
水質管理手当	浄水場において水質管理業務に従事する職員	浄水場における水質管理業務に従事	388 千円	1日当たり 昼間 250円 夜間 500円※
薬物取扱手当	水質検査係に勤務する職員	水質検査に必要な薬物を使用し、理化学検査に従事	0 千円	1日当たり 200円※
汚泥槽清掃作業手当	浄水場に勤務する職員	清掃排泥槽、濃縮槽、沈殿池又ま洗浄排水槽の清掃作業に従事	1 千円	1日当たり 300円※
収納手当	営業課に勤務する職員	料金等の集金業務に従事	0 千円	過年度未収料金 1件当たり 25円 当該年度未収料金 1件当たり 10円 1月間合計集金額 1,000円につき5円※
災害応急作業手当	水道部職員	異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害発生した箇所等で行う避難救助、保守作業等に従事	0 千円	応急作業若しくは作業のための調査業務 1日当たり 730円 避難救助等心身に著しい負担を与えると管理者が認めるもの 1日当たり 840円

(注)1 平成25年4月から抜本的な見直しを行うまでの間、見直しが必要と考えられる手当について、支給を5割停止しました。

(注)2 平成26年6月から抜本的な見直しを行い、市全体で45種類あった手当を19種類としたほか、手当額の引き下げを行いました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	10,670 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	116 (164) 千円
支給実績（平成24年度決算）	10,789 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	112 (143) 千円

(注)1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

2 括弧書きは、上記職員数から、短時間勤務職員を除いた職員数により算出した平均支給額である。

3 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)扶養親族 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 (4)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算	同じ		12,741 千円	240,405 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 世帯主 1,600円 平成27年4月から制度廃止	同じ		3,791 千円	59,236 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合31,600円を支給	同じ		9,156 千円	95,382 円
管理職手当	部長級 理事 120,100円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		6,832 千円	976,097 円